

静岡県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があるので、次のとおり公表する。

令和8年2月3日

静岡県監査委員 山下和俊
静岡県監査委員 松本早巳
静岡県監査委員 土屋源由
静岡県監査委員 木内満

監査対象機関	監査結果報告年月日
企画部電子県庁課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
2 件名 情報セキュリティ対策の推進
3 内容 本県における情報セキュリティインシデントの発生状況は、令和4年度・5年度・6年度に各13件が発生しており、減少する兆しが見えません。
情報セキュリティポリシーに基づき、技術的対策として講じた三層の対策や情報セキュリティクラウドのほか、EDR、サイバーハイジーンなど、先進的な取組が奏功している一方で、人的対策として職員向けに情報セキュリティ研修を実施しているものの、電子メールの誤送信など、主として職員や業務委託先によるヒューマンエラーがインシデントに繋がっています。
以上を踏まえ、以下の対応に取り組んでください。
- (1) 職員向けの研修について、その内容を適時に最新のものに見直すとともに、受講率100%を必達目標とした上で、組織的に受講を促進する取組の強化や研修効果の測定を実施してください。
- また、未受講者については、未受講の理由を精査の上、解消策を講じてください。
- (2) 職員によるインシデントが発生した場合には、その原因を徹底して究明してください。また、特に多く発生しているメールの誤送信を防ぐためのダブルチェックマニュアルを作成するなど、原因に応じた具体的な対策を実施してください。
- (3) 業務委託先については、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項に基づく具体的な取組内容を確認するなど、意識啓発及びインシデント発生予防に努めるとともに、インシデントが発生した際には、その原因の徹底究明や

対応方策の検討・実施をしてください。

- (4) (1)から(3)について、関係する内部統制機関と連携し、組織的かつ着実に実施してください。
- (5) インシデントの要因の中に、システムの機能及び操作性の問題やシステム側の連携不足などが含まれているようであれば、費用対効果を踏まえた上で、システムの改修や刷新なども検討してください。

【措置の内容】

(1) 職員向けの研修の内容については、これまで国内のインシデントの発生傾向を踏まえて毎年度見直しを行ってきました。令和7年度は、本県のインシデントの多くを占めるメールの誤送信や、業務で利用するU S Bメモリ等の取扱いに関する事項を加えたほか、全職員を対象とするeラーニング教材に小テストを導入するなど内容の充実を図りました。

研修の受講率を100%とするため、令和7年10月17日開催の令和7年度 第2回L G X・デジタル戦略推進本部会議において、各部局のL G X推進官に、研修受講の徹底や定期的な周知など組織的な対応を依頼しました。電子県庁課においても未受講者に対してメールによる受講勧奨を行うとともに、未受講理由の聞き取りに努め、実施方法の改善を図ります。

研修効果の測定については、eラーニング教材の小テストの結果から、理解度の確認や、インシデント発生状況との相関関係の分析などを行います。

(2) インシデントが発生した際は、これまで内容や原因、再発防止策の報告を求めていますが、令和7年11月からは、報告内容を踏まえ、複数の関係者から根本的な原因や背景等の聞き取りを行い、詳細な原因の究明を図ります。

メールの誤送信に対しては、誤送信を予防する操作やチェック方法を整理し、今後、運用モデルとして府内に周知します。

(3) 業務委託先の管理については、電子県庁課と法務文書課等が連携して、個人情報取扱特記事項に関する点検表の活用を徹底し、受託者、委託者の双方の意識を高めます。また、業務委託先でインシデントが発生した際には、(2)と同様の聞き取りを行い、原因究明や対策方策の検討を進めます。

(4) 内部統制推進部局が行うコンプライアンス推進月間や内部統制評価部局が行う評価等と連携して周知・啓発や運用状況の確認等を行います。

(5) セキュリティ対策に関するシステム製品は、官民で普及が進み機能も充実していることから、継続して情報を収集し、費用対効果や本県の財政状況を踏まえ導入等を検討していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
総務部法務文書課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 情報セキュリティ対策の推進
- 3 内容 本県における情報セキュリティインシデントの発生状況は、令和4年度・5年度・6年度に各13件が発生しており、減少する兆しが見えません。
情報セキュリティポリシーに基づき、技術的対策として講じた三層の対策や情報セキュリティクラウドのほか、EDR、サイバーハイジーンなど、先進的な取組が奏功している一方で、人的対策として職員向けに情報セキュリティ研修を実施しているものの、電子メールの誤送信など、主として職員や業務委託先によるヒューマンエラーがインシデントに繋がっています。
以上を踏まえ、以下の対応に取り組んでください。
- (1) 職員向けの研修について、その内容を適時に最新のものに見直すとともに、受講率100%を必達目標とした上で、組織的に受講を促進する取組の強化や研修効果の測定を実施してください。
また、未受講者については、未受講の理由を精査の上、解消策を講じてください。
- (2) 職員によるインシデントが発生した場合には、その原因を徹底して究明してください。また、特に多く発生しているメールの誤送信を防ぐためのダブルチェックマニュアルを作成するなど、原因に応じた具体的な対策を実施してください。
- (3) 業務委託先については、委託契約締結時に個人情報取扱特記事項に基づく具体的な取組内容を確認するなど、意識啓発及びインシデント発生予防に努めるとともに、インシデントが発生した際には、その原因の徹底究明や対応方策の検討・実施をしてください。
- (4) (1)から(3)について、関係する内部統制機関と連携し、組織的かつ着実に実施してください。
- (5) インシデントの要因の中に、システムの機能及び操作性の問題やシステム側の連携不足などが含まれているようであれば、費用対効果を踏まえた上で、システムの改修や刷新なども検討してください。

【措置の内容】

- (1) 職員向けの研修の内容については、これまで国内のインシデントの発生傾向を踏まえて毎年度見直しを行ってきました。令和7年度は、本県のインシデントの多くを占めるメールの誤送信や、業務で利用するUSBメモリ等の取扱いに関する事項を加えたほか、全職員を対象とするe

ラーニング教材に小テストを導入するなど内容の充実を図りました。

研修の受講率を100%とするため、令和7年10月17日開催の令和7年度 第2回LGX・デジタル戦略推進本部会議において、各部局のLGX推進官に、研修受講の徹底や定期的な周知など組織的な対応を依頼しました。電子県庁課においても未受講者に対してメールによる受講勧奨を行うとともに、未受講理由の聞き取りに努め、実施方法の改善を図ります。

研修効果の測定については、eラーニング教材の小テストの結果から、理解度の確認や、インシデント発生状況との相関関係の分析などを行います。

(2) インシデントが発生した際は、これまでも内容や原因、再発防止策の報告を求めていますが、令和7年11月からは、報告内容を踏まえ、複数の関係者から根本的な原因や背景等の聞き取りを行い、詳細な原因の究明を図ります。

メールの誤送信に対しては、誤送信を予防する操作やチェック方法を整理し、今後、運用モデルとして府内に周知します。

(3) 業務委託先の管理については、電子県庁課と法務文書課等が連携して、個人情報取扱特記事項に関する点検表の活用を徹底し、受託者、委託者の双方の意識を高めます。また、業務委託先でインシデントが発生した際には、(2)と同様の聞き取りを行い、原因究明や対策方策の検討を進めます。

(4) 内部統制推進部局が行うコンプライアンス推進月間や内部統制評価部局が行う評価等と連携して周知・啓発や運用状況の確認等を行います。

(5) セキュリティ対策に関するシステム製品は、官民で普及が進み機能も充実していることから、継続して情報を収集し、費用対効果や本県の財政状況を踏まえ導入等を検討していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
総務部人事課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
 2 件名 職員のコンプライアンスの推進
 3 内容 コンプライアンスの推進については、府内推進組織である「静岡県コンプライアンス推進本部会議」及び外部有識者で構成する「静岡県コンプライアンス委員会」における意見等も踏まえ、コンプライアンス推進計画に基づき取組が進められています。
- 令和5年度から6年度にかけては全庁特別監察を実施し、38か所（実施箇所の15.7%）で改善事項が見つかりました。その上で、そこで確認された改善事項の具体的な事例やその対策と好事例を庁内で共有しました。
- しかし、令和6年度は、逮捕者こそ1人と、令和5年度よりも2人減りましたが、懲戒処分は8件と、過去5年間で最大だった令和5年度よりも、さらに多くなりました。うち公務上におけるものが、5件と半数以上を占めています。特別監察を受けた情報共有の取組は、一部の職員には有効ですが、例えば、制度自体の知識がない職員に対しては、制度の理解を浸透させる研修などの取組を一層充実させる方が効果的と考えます。関係所属と連携し、職員個々に対してより効果的な取組を実施するとともに、県民の信頼が揺らがないように、職員に対し、服務規律の厳正保持や適正な事務執行等について継続的に注意喚起を行うなど、不祥事案件の根絶に向けて取り組んでください。

【措置の内容】

令和6年度の公務上の懲戒処分事案については、5件のうち4件が会計年度任用職員の通勤手当の不正受給であったことから、会計年度任用職員を含む全職員に対し、10月のコンプライアンス推進月間における取組やコンプライアンス通信等による注意喚起をとおして、例えば通勤手当の基本的な考え方等、具体的な制度自体への理解の浸透を図り、再発防止に努めています。

また、令和7年度は、全庁特別監察において改善事項があった所属及び過去に不祥事案件が発生した所属に対して、内部監察を実施しました。

さらに、全体の奉仕者である公務員として、熱意とプライドをもって自らの業務に取り組むことにより、仕事に対する責任感を高め、不祥事案件の発生を防止することを学ぶ、ワークエンゲージメントに着目した特別研修を実施しました。

あわせて、職員がそれぞれの立場に求められる役割を認識した上で、責任をもって職務に当たることが重要であることから、各階層別にコンプライアンス研修を引き続き行っています。

監査対象機関	監査結果報告年月日
総務部人事課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 内部統制の充実強化
- 3 内容 本県における内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制の充実強化に取り組んでください。
- (1) 令和6年度一般会計歳入決算の計数において、第10款の財産収入として調定・収入した安心こども基金収入のうち8億2,708万1,353円は、第12款の繰入金として調定・収入すべきものと確認できたため、決算書の修正を検討するよう、決算審査において意見を付しました。
- 昨年度、正確な歳入歳出決算書の作成について意見を発出していますが、決算書内容の信頼性確保という点で、内部統制が十分に機能していなかったといえます。今回の事案について、関係部局への調査を実施し、原因を把握した上で、リスクの対象とするかの検討を含め、内部統制環境の整備に努めてください。また、内部統制の現状と課題を把握し、適切な評価に努めてください。
- (2) 令和7年度の組織改正により、行政経営課の中に、評価部局である行政経営班と推進部局である財産管理班が併存する体制となりました。「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）においては、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められており、評価の独立性を担保していく必要があります。については、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、本県における内部統制の体制の見直しについて検討してください。

【措置の内容】

内部統制制度の運用に当たっては、制度の充実強化に向け、評価結果や監査委員の意見等に基づき、以下の事項に取り組んでいきます。

- (1) 令和6年度一般会計歳入決算における安心こども基金収入については、決算書の修正検討を求める意見が付されたことを踏まえ、決算書の修正が行われたことを確認しました。また、当該事項の発生経緯等の調査分析とともにリスクの対象とするか、検討を進めています。内部統制評価部局においても、当該事項の調査を進めており、重大な不備に該当するか否かを含め、適切な評価に努めています。
- (2) 評価の独立性を担保するため、行政経営班が担う評価に関する業務については、財産管理班及び同班を総括する資産経営推進室長とは切り離した体制とし、独立的評価に努めていますが、本

県の内部統制がより適切に機能するための体制のあり方について、引き続き検討していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
財務部税務課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 県民税市町交付金の算定誤り
- 3 内容 税務課は、令和元年度から令和6年度にかけて、県民税市町交付金の算定を誤り、浜松市に対して1,837,000円を過大交付し、他の34市町に対して合計1,839,000円を過少交付した。

【措置の内容】

(1) 事案発生の原因

平成30年度の県民税の政令市への税源移譲に伴い、県民税の交付金の算定基準が変更されましたが、計算方法を誤り、令和元年度以降政令市分が過大となり、政令市を除く市町の分が過少となっていました。

なお、地方税法施行令の規定により、判明してから直近の交付時期（配当割及び利子割は令和6年12月、株式等譲渡所得割は令和7年3月）に、錯誤にかかる金額を精算済みです。

参考

地方税法施行令 第九条の十五

（利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額）

1 及び 2 （略）

3 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

（配当割及び株式等譲渡所得割においても同様の精算規定あり）

(2) 改善措置の内容

令和7年7月に新たな交付基準マニュアルを策定し、課内で共有することにより、政令市に適用する特殊な計算方法への認識を高めるとともに、改めて注意喚起しました。

(3) 今後の再発防止策

今回、策定した交付基準マニュアルにおいて、政令市との調整を明記しています。試算した交付基準額は、交付時期よりも余裕をもって事前に政令市に照会し、回答を得るとともに、特に制度改正があった時などは、計算方法の考え方を共有した上で、交付基準額を算定していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
財務部行政経営課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 内部統制の充実強化
- 3 内容 本県における内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制の充実強化に取り組んでください。
- (1) 令和6年度一般会計歳入決算の計数において、第10款の財産収入として調定・収入した安心こども基金収入のうち8億2,708万1,353円は、第12款の繰入金として調定・収入すべきものと確認できたため、決算書の修正を検討するよう、決算審査において意見を付しました。
- 昨年度、正確な歳入歳出決算書の作成について意見を発出していますが、決算書内容の信頼性確保という点で、内部統制が十分に機能していなかったといえます。今回の事案について、関係部局への調査を実施し、原因を把握した上で、リスクの対象とするかの検討を含め、内部統制環境の整備に努めてください。また、内部統制の現状と課題を把握し、適切な評価に努めてください。
- (2) 令和7年度の組織改正により、行政経営課の中に、評価部局である行政経営班と推進部局である財産管理班が併存する体制となりました。「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）においては、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められており、評価の独立性を担保していく必要があります。については、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、本県における内部統制の体制の見直しについて検討してください。

【措置の内容】

内部統制制度の運用に当たっては、制度の充実強化に向け、評価結果や監査委員の意見等に基づき、以下の事項に取り組んでいきます。

- (1) 令和6年度一般会計歳入決算における安心こども基金収入については、決算書の修正検討を求める意見が付されたことを踏まえ、決算書の修正が行われたことを確認しました。また、当該事項の発生経緯等の調査分析とともにリスクの対象とするか、検討を進めています。内部統制評価部局においても、当該事項の調査を進めており、重大な不備に該当するか否かを含め、適切な評価に努めています。
- (2) 評価の独立性を担保するため、行政経営班が担う評価に関する業務については、財産管理班及び同班を総括する資産経営推進室長とは切り離した体制とし、独立的評価に努めていますが、本

県の内部統制がより適切に機能するための体制のあり方について、引き続き検討していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
財務部建築工事課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 建設工事における不適切な事務処理（土壤汚染対策法）
- 3 内容 建築工事課は、浜松工業高等学校が土壤汚染対策法における有害物質使用特定施設であったことを認識しておらず、令和6年度浜松工業高等学校本館新築工事に先立ち実施した令和4、5年度の関連工事において、同法第4条第1項に基づく土地の形質変更届を提出していなかったことにより令和6年度の校舎新築工事の着手が遅れ、工事完成が遅延する見込みとなった。

【措置の内容】

- 1 事案発生の原因
- (1) 浜松工業高等学校の新校舎新築工事の工事着手に当たり、土壤汚染対策法について所管行政庁である浜松市に相談したところ、同校が土壤汚染対策法で土地の形質変更面積が900m²以上で届出が必要となる「有害物質使用特定施設」であるとの指摘を受けたことで、令和4、5年度に実施した関連工事が同法第4条第1項に基づく土地の形質変更届が未提出のまま行われていたことが判明しました。
 - (2) 事業の依頼元である教育委員会とともに、同校が「有害物質使用特定施設」であるという認識が欠如していました。
- 2 事案発生後の措置
- (1) 市から指摘を受けたことから、本工事の着手を延期し、届出時に必要となる土壤汚染状況調査を実施することとなりました。その後、令和6年12月に土壤汚染状況調査の結果を含む土地の形質変更届を市へ提出し、再発防止策を添付することで令和7年1月末に届出が受理され、工事に着手しました。
 - (2) 届出の手続きに時間を要したことにより工事完成が約4か月遅延する見込みとなりました。
- 3 再発防止対策
- (1) 公共建築物の建設に携わる関係各課で土壤汚染対策法の研修会を開催するなど、職員に対して土壤汚染対策法の理解の徹底を図っていきます。
 - (2) 「有害物質使用特定施設」の届出には土壤汚染状況調査を行う期間が必要となるため、工事を発注する前段階から、あらかじめ県有施設における「有害物質使用特定施設」について施設所管課と情報を共有していきます。
 - (3) 改訂された事業を執行する課が営繕依頼する際に作成する「チェックリスト」を活用し、「有害物質使用特定施設」への該当の有無と土地の形質変更面積を設計着手前に確認し、設計時においても各段階で再確認していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
危機管理部(機関名非公表)	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 注意	
2 件名 通勤手当の不正受給	
3 内容 危機管理部の会計年度任用職員は、令和2年4月から令和6年6月までの51か月間、通勤届では往路復路ともバスを利用する旨を届け出ながら、自家用車で通勤し、通勤手当の差額243,147円を不正に受給した。	
【措置の内容】	
<p>当該会計年度任用職員の所属では、会計年度任用職員が交代制の勤務をしており、所属全員で集まってコンプライアンス研修を開催することが困難なため、会計年度任用職員に対して、通勤方法を変更した場合の届出などの必要な手続について、十分に周知できていませんでした。</p> <p>事案発覚後、課内の会計年度任用職員全員に対して、通勤届と実際の通勤状況を調査し、同様の事案がないか確認するとともに、通勤方法を変更した場合には、速やかに通勤届の変更をするよう職員に周知しました。</p> <p>今後は、課内のミーティングなどの機会に注意喚起するとともに、会計年度任用職員を対象としたコンプライアンス研修を職員個別に実施することで、同様の事案が発生しないよう周知を徹底します。</p>	
なお、当該職員からは、通勤手当の差額243,147円の返納がありました。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
危機管理部(機関名非公表)	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 注意	
2 件名 通勤手当の不正受給	
3 内容 危機管理部の会計年度任用職員は、令和2年8月から令和6年10月までの51か月間、通勤届では往路復路ともバスを利用する旨を届け出ながら、復路は自家用車で通勤し、通勤手当の差額26,798円を不正に受給した。	
【措置の内容】	
<p>当該会計年度任用職員の所属では、会計年度任用職員が交代制の勤務をしており、所属全員で集まってコンプライアンス研修を開催することが困難なため、会計年度任用職員に対して、通勤方法を変更した場合の届出などの必要な手続について、十分に周知できていませんでした。</p> <p>事案発覚後、課内の会計年度任用職員全員に対して、通勤届と実際の通勤状況を調査し、同様の事案がないか確認するとともに、通勤方法を変更した場合には、速やかに通勤届の変更をするよう職員に周知しました。</p> <p>今後は、課内のミーティングなどの機会に注意喚起するとともに、会計年度任用職員を対象としたコンプライアンス研修を職員個別に実施することで、同様の事案が発生しないよう周知を徹底します。</p>	
なお、当該職員からは、通勤手当の差額26,798円の返納がありました。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
危機管理部危機政策課	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	意見
2 件名	わたしの避難計画の効果的な普及
3 内容	<p>危機管理部では、県民の早期避難意識の向上と災害時の避難行動の明確化を図るため、災害リスクに応じた個人ごとの避難計画が作成されるよう、県内の全世帯に向けて冊子「わたしの避難計画」を作成し、市町を通じて配布を進めています。冊子の配布は、令和6年度末時点で県内70%の地区で完了しており、令和7年度には県内全地区への配布が完了する予定です。</p> <p>また、冊子を配布するだけでなく、Web上で避難計画を作成できるポータルサイトの運用や、「わたしの避難計画」を育成するなど、計画作成を促す取組も進めています。</p> <p>更に、地震・津波対策交付金に、「わたしの避難計画持続化計画」を作成した市町だけが活用できる「わたしの避難計画持続化メニュー」を設け、市町に対し、わたしの避難計画への持続的な取組を促しています。</p> <p>しかし、避難計画の作成率は、令和6年度までに全地域への冊子の配布が完了した12市町で16.7%と低い水準に留まっています。</p> <p>県には計画作成を促すための更なる取組が求められますが、災害のリスクは地域によって差があり、それに応じて避難計画の必要性も異なります。</p> <p>については、全県域を均等に扱うばかりでなく、災害リスクが高く、避難計画の作成が特に求められる地域に的を絞って作成を促すなど、効率的な取組の実施も検討してください。また、人手が不足している市町に対しては、県が積極的な支援を行うとともに、必要に応じて避難計画の作成状況を把握するなどして、取組の見直しを行ってください。</p>
【措置の内容】	
<p>「わたしの避難計画」の作成率を高めていくため、作成状況に加え、作成していない理由等を調査・分析することで、効果的な取組につなげていきます。</p> <p>また、地域防災訓練で作成講座を開催する等、市町や自主防災組織等と連携して作成する機会をより一層増やしていきます。</p> <p>加えて、県や市町の人的リソースにも限りがあることから、民間企業や大学等にも協力いただき、民間企業の事業活動や社内の防災訓練での取組、大学のプロジェクト、学生のサークル活動等で普及啓発に取り組んでいただけるよう、連携の輪を広げていきます。</p> <p>また、上記のような普及啓発等を展開していく際には、津波浸水地域を優先させるなど、メリハリを付けて取り組んでいきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
危機管理部危機情報課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 総合防災アプリ「静岡県防災」の活用
- 3 内容 危機管理部では、緊急防災情報の伝達手段の多重化や地域の災害リスクの理解促進、非常時の適切な避難行動の支援等を目的に、令和元年6月から総合防災アプリ「静岡県防災」を運用しています。
- これまで「アプリを活用して訓練を実施した自主防災組織の割合」を令和7年度に100%とする目標を掲げ、利便性を高めるためのアプリの機能改修や、自主防災組織への働き掛け等を行ってきましたが、令和6年度末の同割合は34.8%となっており、目標から大きく乖離しています。
- また、令和7年6月時点のアプリのアクティブユーザー数は約12万8千人であり、アプリが広く県民に利用されているとは言えない状況です。
- アプリには、開発、保守及び周知啓発に係る費用として令和6年度末までに1億6千万円超の予算が投じられてきましたが、現状の自主防災組織における活用状況やアクティブユーザー数を踏まえるとその費用対効果は低いと言わざるを得ません。
- 更に、防災情報の提供機能等の民間の防災アプリと重複する機能については、予算の効率的な執行の観点から、今後も予算を投じて維持するべきか検討が必要と考えます。
- については、アプリに関するこれまでの取組とその効果を検証するとともに、予算の効率的・効果的な執行の観点等も踏まえて、今後のアプリの在り方を検討してください。

【措置の内容】

総合防災アプリ「静岡県防災」は、平成30年7月豪雨災害において緊急情報が住民の避難に繋がらず、広島県をはじめとする全国で逃げ遅れにより多くの方が犠牲となったことを受け、緊急防災情報の伝達手段の多重化や非常時の適切な避難行動の支援などを目的に、本県オリジナルのアプリとして、令和元年6月に運用を開始しました。

運用開始以降、県では、利便性の向上のため、防災に関する様々な機能を追加搭載し、防災訓練での活用などを通じて県民の皆様への普及を図ってきましたが、総合防災アプリの利用者の増加に繋がっていない状況にあります。

また、緊急防災情報の伝達機能を有する民間の防災アプリの普及により、県民が緊急防災情報を入手する手段も多様化しており、総合防災アプリの優位性は相対的に低下してきております。

このため、今回の監査結果を踏まえ、民間アプリを活用するなど、現アプリの運用廃止も含め

て、今後のアプリの在り方について検討していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
くらし・環境部環境局自然保護課	令和7年9月25日

【監査の結果】

1 監査結果の区分	意見
2 件名	南アルプスの魅力発信と保全活動の推進
3 内容	<p>南アルプスの環境保全を進めながら利活用を促進する取組が、県をはじめ、南アルプスを未来につなぐ会や南アルプス未来財団、南アルプス学会、地域住民、企業、NPO、大学などにより進められています。</p> <p>県が実施する南アルプスの保全および利活用促進事業は、地域の生態系を保全しつつ環境教育や魅力発信を通じて地域の活性化を図ることを目的としています。この事業では、南アルプス環境保全基金を活用し、希少種の調査や環境学習サイト「南アルプスの宝箱」の運営、ニホンジカの食害対策、交通アクセスの改善などが進められています。</p> <p>一方で、事業の財源である静岡県南アルプス環境保全基金の残高が著しく減少しています。令和5年度残高は63,563千円でしたが、令和6年度残高は37,328千円となっており、令和6年度の歳入8,766千円に対し歳出は35,001千円で、歳出が歳入を大幅に超過している状況です。また、基金事業の財源となる寄付金の募集についても、継続的な寄付金の確保が課題となっています。</p> <p>基金による財源が減少している中で、自然環境の保全や利活用の促進に向けた関係者の協働による取組を継続的に支援していくためには、各事業の効果を測定し、特に効果的と考えられる事業を選定して、優先的に取り組むなど、限られた財源を効率的・効果的に活用していくことが求められます。また、新たな寄付団体の募集や継続的な寄付金の確保を図るなど財源の確保が必要と考えます。</p> <p>については、南アルプスの環境保全と利活用の促進を図るため、県の役割を十分に果たすことができるよう、南アルプス環境保全基金の安定的な運用に努め、効果的に事業を推進してください。</p>

【措置の内容】

南アルプスの保全及び利活用促進事業の財源となる静岡県南アルプス環境保全基金は、歳出が歳入を上回り、残高が減少しており、財源の確保及び基金の効率的・効果的な活用が課題となっています。

財源の確保につきましては、県ホームページや南アルプスに関する会報誌への掲載のほか、くらし・環境部の幹部職員が県外企業等を個別訪問し、南アルプスの環境保全等の取組を紹介し、ふるさと納税を活用した南アルプス環境保全基金への寄附を働きかけています。

令和7年度は、令和6年度に南アルプスユネスコエコパーク登録10周年記念として実施した「静岡県南アルプスデジタル写真・動画コンクール」の作品集を活用して南アルプスの素晴らしさを訪問先企業に伝え、寄附の意欲を高めるとともに、訪問先企業の新規開拓に積極的に取り組み、訪問数を増やしています。

財源の効率的・効果的な活用につきましては、令和3年度から令和6年度の歳出が年度当たり35,001千円から37,452千円であったところ、令和7年度当初予算では24,900千円として見直しました。

引き続き、企業等への寄附の働きかけに取り組み、継続的な寄附金の確保を図るとともに、特に効果的と考えられる事業に優先的に財源を配分するなど見直しを進め、南アルプス環境保全基金の安定的な運用に努めて、効果的に事業を推進していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
くらし・環境部廃棄物リサイクル課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 産業廃棄物収集運搬業の許可申請の標準処理期間内での処理の徹底
- 3 内容 産業廃棄物収集運搬業の許可申請の状況について、令和6年度の申請件数は1,758件に上りました。このうち、申請件数の46.1%にあたる810件が標準処理期間である40日を超過し、最長では173日を要するケースも確認されています。
- こうした状況は、事業者の業務着手に支障を来すとともに、申請が適時に許可されないことについて、申請窓口である健康福祉センターに対する苦情にも繋がっています。
- 全国的には、他の地方公共団体で取得した許可証の写しを利用することで、欠格要件照会に要する時間の短縮が可能となる先行許可制度が、令和7年度の調査時点で40都道府県中36都道府県において広く導入され、審査手続の簡素化や省力化が実現されています。
- 本県においても、先行許可制度の導入など、他県の取組を参考とし、標準処理期間内での処理の徹底に努めてください。

【措置の内容】

産業廃棄物収集運搬業については、健康福祉センターにおいて、申請者が基準に適合する施設及び能力を有し、かつ欠格要件に該当しないことを審査した上で許可をしていますが、事務の効率化のため、欠格要件照会事務を廃棄物リサイクル課で一括して行っています。

先行許可制度の導入については、令和7年度に他都道府県を対象に状況調査を実施したところ、回答のあった40都道府県中、36都道府県が先行許可制度を導入していましたが、そのうち、31都道府県では、必要な行政処分を見逃すことを回避するため、欠格要件照会を引き続き実施（警察への欠格要件照会等の一部を実施している14都道府県を含む。）しており、審査に要する時間は短縮されていないという結果であったため、審査に必要な書類を省略する先行許可制度は、当面、導入を見送ることとしました。

審査時間の短縮については、令和6年度後半から産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）許可業務に新たにデジタル技術（AI-OCR）を導入しており、令和7年度の上半期（4月～9月）では、産業廃棄物収集運搬業の許可件数910件のうち、標準処理日数である40日を超過した件数は、15.9%に当たる145件と令和6年度と比較して大幅に減少し、最長日数も75日と短縮されています。

引き続き、デジタル技術（AI-OCR）を活用するとともに、健康福祉センターと廃棄物リサイクル課間の照会データの受渡し方法について効率化し、処理日数の削減を図っていき

監査対象機関	監査結果報告年月日
スポーツ・文化観光部スポーツ政策課	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 注意	
2 件名 個人情報の流出 (U S Bメモリの紛失)	
3 内容 スポーツ政策課は、静岡県都市ボランティア名簿や静岡県内パラリンピック聖火ランナー名簿等の個人情報等が保存されている可能性のあるU S Bメモリ4本を紛失した。	
【措置の内容】	
本件は、オリンピック・パラリンピック推進課における職員への貸出し等の管理方法が杜撰だったことやオリンピック・パラリンピック推進課及びオリンピック・パラリンピック調整室から当課に引き継ぐ際の個数確認不足が原因です。	
本件発覚後、U S Bの貸出し管理簿を作成するとともに、鍵のかかる鉄庫に厳重保管しています。また、U S Bの貸出時には、課長又は課長代理に声かけの上借用すること、返却時は必ずデータを削除することを徹底しています。そして、課員全員が情報セキュリティ研修を受講し、個人情報に対する意識を高めています。	
年度替わり等の担当者引継ぎ時には、管理方法や台帳の引継ぎ、現物確認を必ず行い、再発防止に努めます。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
スポーツ・文化観光部企画経理課	令和7年9月25日

【監査の結果】

1 監査結果の区分	意見
2 件名	東静岡地区整備の推進
3 内容	<p>県では、東静岡地区整備について、平成27年3月に「”ふじのくに”『文化力』を活かした地域づくり基本構想」を定め、その理念や考え方を基に、東静岡駅南口県有地にスポーツと文化の拠点を整備することを検討してきました。</p> <p>県有地のうち、東側部分は県立新図書館の建設予定地として検討されているものの、西側部分については令和6年度までの市場調査を経てもなお、具体的な整備計画が示されないまま、基本構想の策定から10年余が経過しています。</p> <p>当該県有地は平成11年3月に静岡県土地開発公社から取得したものであり、県有財産を、具体的な利活用計画の無いまま長期間保有しつづけることは、大きな機会損失です。</p> <p>県は、静岡市が進める東静岡地区まちづくりと連携しつつも、県としての主体性を發揮し、できるだけ早期に具体的な活用ビジョンを描いて、東静岡駅南口県有地の整備方針を定めていくよう努めてください。</p>

【措置の内容】

東静岡地区整備に関しては、令和元年に「文化力の拠点」施設計画（案）を公表した後、東静岡駅南口県有地の東側部分に新県立中央図書館を先行して整備することとし、西側部分に関しては、静岡市アリーナ計画などの周辺整備の動向を見極めながら、必要な都市機能の検討をしてきたところです。

今後は、新県立中央図書館整備の見直しに合わせ、静岡市とのまちづくりの一体性を重視するとともに、東静岡駅南口県有地の価値を高め、民間投資を積極的に呼び込めるよう、県有地を一括して活用することを基本として整備方針を定めてまいります。

監査対象機関	監査結果報告年月日
健康福祉部こども若者局こども家庭課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 母子父子寡婦福祉資金貸付事業における収入未済額の縮減
- 3 内容 事業における収入未済額は年々増加し、令和6年度末における収入未済額の総額は、令和5年度末と比較して36,780千円増の836,700千円余りとなりました。
- 収入未済額については、現年度の発生を抑えることが大切ですが、令和6年度も現年度の発生額が増加しています。
- 債権管理は、個々の債務者の状況を具体的に把握し、回収可能なものは回収し、回収できない合理的な理由があるものについては不納欠損処理を検討すべきです。
- また、健康福祉センターで債権管理に携わっている職員には、実務的な悩みや対人関係に起因するストレスの発生等が想定されるところ、法律的な側面のみならず実務や心理面でのフォローなど広範囲に渡る支援が必要であると考えます。
- については、債務者個々の状況を十分に確認し適切な債権管理を行うとともに、当事業の実施体制の強化を検討し、収入未済額のより一層の縮減に努めてください。

【措置の内容】

各健康福祉センターにおいて、例年10月～1月を償還強化月間として、電話催告や訪問などにより債務者に対する償還指導を集中的に行うとともに、債務者の状況把握にも努めています。

しかし、当該貸付金の償還が長期に渡ることから、償還期間中に債務者が所在不明となり催告や回収が困難になるケースや、債務者の生活状況の変化により償還が困難になるケースなど、個々の債務者の様々な要因により、収入未済額が年々増加する結果となっています。

こうした現状を踏まえ、令和7年9月10日に担当者会議を開催し、回収困難が見込まれる債権の処理方法について協議するとともに、令和7年11月13日に、賀茂・東部・中部・西部健康福祉センターに対して、債権の適正管理について改めて通知しました。

具体的には、母子父子寡婦福祉資金貸付金事務取扱手引きに基づき、債務者への償還指導等の所要の対応を確実に行うとともに、個人別の滞納状況を明らかにした滞納者整理票等の様式により、所要の対応を行った場合はその経過を記録し、常に滞納状況の把握を徹底するよう通知しました。

他方、時効期間が満了した債権について、債務者等が所在不明で時効の援用申立書の提出が見込めない場合は、みなし消滅整理による不納欠損処理を行うことにより、収入未済額を縮減する

よう併せて通知しました。

また、事務取扱手引きの充実や担当者会議において好事例を共有するなど、業務上の精神的負担に対するフォローアップ体制の充実にも努めていきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
健康福祉部医療局地域医療課	令和7年9月25日

【監査の結果】

1 監査結果の区分 意見

2 件名 看護職員確保対策の推進

3 内容 国による看護職員需給推計では、本県における令和7年に必要な看護職員数4万7,046人に対し、令和4年12月末現在では4万4,510人で2,536人の不足となっています。

県では、看護職員確保対策として、「養成力強化」「離職防止・定着促進」「再就業支援」「看護の質の向上」の4本柱を中心に取り組んでおり、現状のペースで就業者の増加が続ければ令和8年には充足すると見込まれていますが、地域ごとの偏在や勤務環境を原因とする離職者の存在が依然として課題となっています。

少子高齢化の進行や医療の高度化等により看護需要が増大していますので、引き続き総合的な看護職員確保対策を推進してください。

また、養成力強化については、公立・私立を問わず養成機関と協力して看護職員の養成に取り組んでいるところですが、県立看護専門学校は、定員充足率の低下が顕著であり、特に看護2学科の入学者数減少が極めて深刻な状態となっています。学生に選ばれる魅力ある学校づくりを目指して「県立看護専門学校の魅力づくり検討会」を設置し、検討を始めていますが、学校の在り方を含めた抜本的な見直しを行う必要があるものと思われます。県立看護専門学校の役割として、いかに看護職員を確保していくのか、将来に向け更に有効な対策を検討してください。

【措置の内容】

看護需要の増大に対し、県、県看護協会、現場看護師、県医師会、静岡労働局を構成員とする県看護職員確保対策連絡協議会において効果的な取組の検討を行っており、引き続き県において総合的な看護職員確保対策を推進していきます。

特に、地域ごとの偏在については、過疎地域等に勤務する看護職員の修学資金の返還免除に要する勤務年数短縮を実施し、過疎地域等への就業を促進しています。また、県ナースセンターの各支所等において看護職員の就業斡旋等を行うとともに、各地区的ハローワークと連携し、求人施設による就業相談会を開催するなど、地域で必要な人材の確保に努めます。

勤務環境を原因とする離職者については、県病院協会に設置した「ふじのくに医療勤務環境改善支援センター」において医療機関に労務管理アドバイザー等を派遣し、勤務環境に関する相談や改善方策の助言を行っています。また、病院内保育所の運営や計画的に勤務環境改善を進める病院への機器整備等を支援するなど、働きやすい職場環境整備に努めます。

養成力強化に向けては、令和7年度に設置した「県立看護専門学校魅力づくり検討会」において、県立看護専門学校の定員割れの原因を分析するとともに魅力向上に向けた方向性や方策等を協議しこれを踏まえた学生確保の有効な対策を検討していきます。あわせて、県立看護専門学校が将来に向けて持続可能となるよう、今後の受験対象者数の見通しや費用対効果等も踏まえて学科の改編も含めた対策を検討していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
経済産業部農業局畜産振興課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 個人情報の流出（ファイルのメール添付） ※再発
- 3 内容 農業局畜産振興課は、静岡県獣友会事務局及び西部獣友会事務局に対し、野生イノシシの豚熱検査結果を送付する際に、個人情報を含んだファイルを添付し、メール送信した。
同課には前回の監査で同種の事案に対し再発防止を求めたところであるが、改善に結びついていなかった。

【措置の内容】

- 1 事案発生の原因
本事案は、電子ファイルをメールにて送信する際に、ファイルの確認が不十分であったために発生したものであります。畜産振興課では、令和6年4月4日にも本件と同様の個人情報の流出事案が発生しており、再発防止策として、入力用エクセルファイルに検査結果を入力する際に、個人情報部分を色付けして容易に判別できるように対策をしておりましたが、入力用エクセルファイルを送付用PDFファイルに変換する際、個人情報部分の非表示化を失念したため、再度発生する事態となりました。
- 2 改善措置
本事案を受け、入力用エクセルファイルの様式から個人情報の記載欄を削除しました。また、送信内容について、再度複数人での確認を徹底することとしました。

監査対象機関	監査結果報告年月日
経済産業部就業支援局産業人材課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- | | |
|-----------|---|
| 1 監査結果の区分 | 意見 |
| 2 件名 | 効率的な若者のU I ターン就職支援 |
| 3 内容 | <p>若者のU I ターン就職支援事業では、県内産業の人材確保を図るため、学生や若い社会人に対し S N S 等を活用した情報発信を行うとともに、県内企業とのマッチングを支援し、若者の県内就職を促進するもので、成果目標として令和7年度の県内出身大学生のUターン就職率43%を目指しています。</p> <p>支援内容とその効果に着眼して監査したところ、成果指標である県内出身大学生のUターン就職率は、令和4年度末と比較し1.3ポイント下回り、令和5年度末時点では、32.9%と減少傾向にあり、目標の達成が厳しい状況です。</p> |

本事業の取組のうち、「ふじのくにパスポート」の配布は、平成30年度から開始され、事業初期にパスポートを配布された学生の多くが既に就職していますが、パスポートの配布効果の把握が困難とのことでした。また、パスポートの配布は、L I N E 等への登録誘導が目的の一つですが、令和6年度から配布時期を高校3年生から高校1年生に前倒しして3学年分約10万枚、累計約33万枚を配布したのに対し、L I N E 等の新規登録者数は約5千人、累計約3万人という状況です。当該取組は、効果の把握が難しく、目標達成に向けて十分に効果が発揮されているとは言えない状況です。

パスポートの配布に関し、デジタル技術の活用やターゲット層へのより効果的なアプローチ方法について検討してください。パスポートの配布を高校1年生に前倒ししたことから、配布から就職活動まで5年以上かかることになりますので、L I N E 等に登録された方々に登録を継続いただけるように、実際に就職活動をしている若者の声を取り入れつつ、価値のある情報、興味を引く情報の発信に取り組んでください。

また、効果が把握できなければ的確な改善が難しいことから、効果を測定できる仕組みを検討してください。

【措置の内容】

県内出身大学生のUターン就職率が減少傾向にある点については、民間就職支援機関の調査結果から、首都圏を中心として大手企業の採用意欲が活発なほか、大手志向の学生が多い点が影響しているものと分析しております。

このような中で、静岡県を離れた後もつながりを維持してもらうため、高校生の早い段階から静岡県で働く魅力や産業・企業について、「ふじのくにパスポート」ホームページやL I N E 等

を活用し継続的に情報を発信しているところです。

「ふじのくにパスポート」の配布が、すぐにUターン就職につながるものではありませんが、令和7年度に20代前半の若者を中心としたLINE登録者等に実施したアンケート調査では、発信内容が静岡県内企業に就職したいという意欲につながったと回答した方は、約6割（43人/74人）でした。このうち、既に就職、内定している方（33人）の約7割が、県内で就職・内定したという結果となりました。

また、「ふじのくにパスポート」の配布につきましては、令和7年度から、環境への配慮のため、カード配布を廃止しチラシのみの配布に切り替えたところですが、今後は、学校内にチラシを常時掲示いただくなど、学校との連携を強化するとともに、SNS広告の活用など、より効果的なアプローチ方法を取り入れることで、登録が伸びる仕掛けを検討してまいります。

発信内容につきましても、静岡県の企業情報や就職情報だけではなく、県内の観光施設などの情報を織り交ぜながら、県内就職に関心をもっていただき、そうした方を県が運営する就職支援サイト「しづおか就職net」に誘導することで、企業研究に活用いただけるよう改善し、若者の県内就職を促進してまいります。

監査対象機関	監査結果報告年月日
経済産業部農業局農業ビジネス課	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	意見
2 件名	農林水産省が進める「地域計画」の推進
3 内容	<p>令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等が改正されたことに伴い、市町による地域の農地利用の将来像を明確化した「地域計画」等の策定が義務づけられ、令和6年度末までに計画を策定することとされました。県は、各市町の地域計画の策定をサポートし、期限までに県内34市町242地域の地域計画の策定が完了しました。</p> <p>地域計画の策定が完了したものの、令和6年12月に実施した市町に対するアンケートにおいて、「地域の農業の将来について十分に協議することができたか」の問いには、58%が「将来像までは描けなかったが、地域の課題を把握できた。」、21%が「十分な協議ができなかった。」との回答でした。</p> <p>十分な協議ができなかった理由として、50%が「話し合いの回数が少なかった。」と回答しており、2年間という短期間では農地利用の将来像を明確化できた地域が少ない状況です。</p> <p>地域計画の策定に当たり、県として令和6年度は、地域計画策定説明会における先行事例の紹介、全市町との個別相談会の開催、地域における話し合いへの参加、専門家の市町への派遣等を実施しました。</p> <p>令和7年度以降は、策定した地域計画の改善に向けて、地域における話し合いの推進や法人誘致等に取り組む予定です。</p> <p>高齢化が急速に進む現状においては、後継者が決まっていない農業者を含む地域の地域計画の改善に早急に取り組む必要があり、県の積極的な関与や市町への支援が不可欠であると考えます。地域計画策定の過程で明らかになった課題への対応策を各市町と連携して検討し、本県の農業の特徴や各市町の実情に応じて柔軟に地域計画を改善できるよう、市町への積極的な支援に取り組んでください。</p>
【措置の内容】	
<p>本県で策定された地域計画は、地区により状況が異なっており、担い手へ農地を集約する計画を策定した地区もある一方で、現況地図にほぼ近い目標地図の計画策定にとどまった地区や、将来の担い手を明らかに出来なかった地区も多くありました。</p> <p>担い手へ農地を集約する計画を策定した地区では、話し合いにより地域の合意形成が進んだ事例や、基盤整備を契機に集約化が進んだ事例が見られました。</p>	

茶や果樹等の栽培が盛んな地域では、傾斜地でまとまった農地が少ないと植栽された樹種の違いにより農地の集積が進みづらい傾向があり、現況地図にほぼ近い目標地図の計画が多く見られました。

将来の担い手が明らかに出来なかった地区では、地域の話し合いの回数が少なかったために合意形成が進まなかった事例や、話し合いの結果、将来の担い手が不在であることが明らかになつた事例が見られました。

今回の地域計画の策定は、地域の農業の将来ビジョンの明確化に向けた取組の始まりであり、継続的なプラスアップが必要です。

県といたしましては、農業委員会、農業会議、農地バンク、農協や土地改良区等の関係機関と連携を図り、市町による継続的な地域の話し合いの開催、定期的な地域計画の更新を支援してまいります。

また、優良な事例を取りまとめ研修会等を通じて紹介することで、優れた取組の横展開を図るとともに、専門家の派遣や市町職員を対象としたファシリテーション研修の実施等を通じて、市町の話し合いの開催を支援してまいります。

さらに、茶や果樹等における基盤整備を契機とした農地の集積・集約、担い手の不在が明らかになった地区においては、新規就農者の確保や農業法人の誘致に取り組むなど、地域の実情に沿った支援を検討・実施してまいります。

監査対象機関	監査結果報告年月日
交通基盤部政策管理局経理課、建設政策課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
 2 件名 建設工事等における適正な工期等の設定の徹底
 3 内容 建設工事や建設関連業務委託（以下、「建設工事等」という。）における工期や履行期間（以下、「工期等」という。）の適正な設定は、建設業法における著しく短い工期の禁止に関する規定（令和2年10月1日施行）、公共工事の品質確保の促進に関する法律における発注者の責務に関する規定（平成26年6月4日施行、令和元年6月14日施行）に明記されています。

これらを踏まえ、県では、建設産業における週休2日の推進に向けた適切な工期設定を行うことを目的として策定した「工期設定実施要領」及び建設関連業務における働き方改革に配慮した適正な履行期間の設定を行うことを目的として策定した「履行期間設定実施要領」（以下、「要領」という。）に基づき、適正な工期等を設定した上で発注を行うこととしています。

令和6年度の交通基盤部の出先機関の定期監査において、12月以降に年度内を工期等として発注し、かつ予算繰越を伴う工期等の延長を行った建設工事等の抽出調査を行ったところ、契約時の工期等を要領に基づく日数よりも短く設定し、契約後に年度をまたぐ工期等の延長を行っていた事案が少なからずあり、その中で施工が困難な工期を設定していた工事や、業務実施が困難な履行期間を設定していた業務委託に対して監査結果等を発出したところです。これらの事案は、議会における予算の繰越承認を得た上で、年度をまたいだ工期等を設定し発注するべきでした。

適正な工期等を確保できないにもかかわらず、年度内の完了を前提とした工期等の設定は、受注者のコスト増につながり、建設工事等の品質や、健全な建設産業等の発展に影響を与えることとなります。また、結果として、工期等の延長が必要となり、受発注者双方において無駄な契約事務が発生するほか、議会における予算の繰越承認が得られなかった場合には、建設工事等の数量減少や打ち切りを行うこととなり、所期の目的を達成できず、県行政への不信感を招くこととなります。

このため、出先機関の予算執行状況のヒアリング等の際には、当該予算により発注する建設工事等を確認し、年度内で適正な工期等を確保できない建設工事等は、予算の繰越承認を得た上で適正な工期等を設定して発注することを指導してください。

【措置の内容】

建設工事等の発注における工期や履行期間の適切な設定について、令和6年度の監査結果を受け、本庁所管課及び出先事務所に対し、本事案を周知し、改めて適正な工期を確保した上で発注するよう注意喚起しました。

さらに、発注事務に際してのチェックリスト活用や入札参加資格委員会における設定工期の審議など、組織として入念な確認を行うよう意識の徹底を求めました。

今後も本庁所管課が出先事務所から事業の進捗状況等をヒアリングし、必要に応じて工程の見直しを指示するとともに、債務負担行為の活用や、予算の繰越承認などにより、適切な工期等を設定して発注することを指導していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
交通基盤部道路局道路企画課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 南海トラフ巨大地震に備えた無電柱化の実施箇所の明確化
- 3 内容 地震などの災害時に道路上の電柱が倒れると、緊急車両等の通行に支障をきたすおそれがあるため、県では「静岡県無電柱化推進計画」（以下、「計画」という。）を策定し、防災上重要な道路における無電柱化を優先的に進めています。
- 令和4年3月に策定した現在の計画では、防災上重要な道路として市街地の緊急輸送路（約820km）を整備優先箇所に位置付け、当該道路の無電柱化着手率（完了済み、または工事着手済みの延長の割合）を令和3年度末の8%（62km）から令和7年度末に10%（82km）とすることが示されており、令和6年度末時点の実績は8.1%（66km）となっています。
- 現在の計画のペースである4年間で20km（5km/年）の無電柱化を実施する場合、令和8年度以降に残る市街地の緊急輸送路の無電柱化率を100%とするには約150年かかることとなるため、これら全てを30年以内の発生確率が80%程度とされている南海トラフ巨大地震に備えた無電柱化の対象とするのは現実的ではありません。また、南海トラフ巨大地震における緊急車両等の通行確保において無電柱化が必要となる箇所が明確になっていません。
- このため、今後予定している令和8年度以降の計画の策定にあたっては、南海トラフ巨大地震における緊急車両等の通行ルートにおいて、電柱倒壊リスクの高さ等を踏まえて無電柱化を優先的に実施する箇所を明確にし、指標や年次目標の設定を検討してください。

【措置の内容】

- 県は、令和4年3月に策定した「静岡県無電柱化推進計画（以下、「計画」）」に基づき、市街地の緊急輸送路等の無電柱化を推進しています。
- 市街地の緊急輸送路約820kmの内、令和6年度末時点で工事に着手している延長は約66kmであり、対象全ての無電柱化には、長い期間が必要になると認識しています。
- このため、来年度予定している次期計画策定にあたっては、国の次期無電柱化推進計画における防災に関する優先順位の考え方を踏まえ、南海トラフ巨大地震において緊急輸送ルートとなる高規格道路IC～防災拠点間など、市街地の緊急輸送路の内、優先的に整備すべき箇所を選定し、年次目標等の設定について検討を進めます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
交通基盤部河川砂防局河川海岸整備課	令和7年9月25日

【監査の結果】

1 監査結果の区分	意見
2 件名	水門や陸閘等の河川管理施設における動作不良時の対応
3 内容	<p>県では、津波や洪水から県民の生命・財産を守る上で重要な役割を果たす水門や陸閘等の河川管理施設156施設のうち46施設は電動操作により門扉の開閉が行われていますが、令和6年の台風10号に伴う大雨では、梅田川水門において、急激な水位変動を何らかの異常と認識したことによる門扉の動作停止が発生したため、職員による現地での手動解放を要しました。</p> <p>当該事案は特異なケースであったということですが、有事における不測の事態による動作不良は、他の河川管理施設においても発生する可能性があり、発生した際の迅速かつ適切な初動態勢が求められる一方で、施設の設置環境や発生時の時間帯、気象条件、道路交通状況等によっては職員や委託業者が現地に行くことが困難となるケースも考えられるため、動作不良時の状況に応じた対応を明確化することが重要です。</p> <p>このため、出先機関に対して、有事における河川管理施設の動作不良時の対応を確認し、動作不良時の状況に応じた具体的な対応をマニュアル等により明確化するとともに訓練の実施に努めるよう指導してください。</p>
【措置の内容】	

出先土木事務所に対し、動作不良時の対応について確認したところ、水門の操作盤等に保守点検事業者の緊急連絡先等の掲示を行い、速やかに連絡できるように対応していました。

しかし、マニュアルの作成は行ていなかったことから、マニュアル案を令和7年12月までに作成した上で、令和7年度末までに全ての出先土木事務所におけるマニュアル作成完了を目指します。

マニュアルの作成に向けて、令和7年9月、国や他県に対し、同様の事例の確認を行いましたが、作成している事例はありませんでした。このため、令和7年10月に本県他部局へ照会したところ、県有施設における停電時等の非常時マニュアルを作成していたことから、現在、当該マニュアルを参考に、梅田川水門を管理する島田土木事務所と連携し、マニュアル案の作成を進めているところです。

また、マニュアルの実効性を確保するため、出水期前の5月末までに保守点検事業者等と連携した訓練を実施し、水門等が動作不良となった際の対応を改善し、再発防止に努めます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
出納局会計総務課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 資金の効率的な運用
- 3 内容 出納局では、毎月各所属から報告を受けた収支見込額を基に資金計画を策定し、運用可能な額を把握しています。しかしながら、令和6年度にも収支見込額の実績との乖離について会計事務指導検査において度々指摘がされるなど、各所属において、収支見込額が資金運用に与える影響についての認識が不足しているおそれがあります。
- また、令和6年3月に日本銀行の金融政策の変更によりマイナス金利が解除されて以降、段階的に短期金利が上昇して令和7年1月には0.5%となっており、1か月などの短期間の預託による運用が可能になるなど、金利上昇による運用益の増加や運用方法の多様化が見込める環境となっています。
- つきましては、運用額を増やすことはますます重要となっていますので、各所属に対して資金計画の重要性の周知を徹底し、精度の高い資金計画を策定できるよう努めてください。
- また、他の自治体から運用方法に係る情報収集を行うなどにより視野を広げ、確実な運用を基本としながらも効率的な運用により運用益の確保に努めてください。

【措置の内容】

歳入歳出に属する現金は、支払準備金として必要額を確保するとともに、最も確実かつ有利な方法により保管しなければなりません。一方で、現在の金利情勢を鑑みると、歳入確保の観点から、精度の高い資金計画を作成することの重要性がこれまで以上に高まっている状況であると認識しております。

資金計画の重要性の周知徹底につきましては、担当者だけでなく初任者を含めた一般の職員に対して研修動画の受講を促すとともに、会計事務指導検査を実施する会計支援課と連携し、各所属における資金計画（収支見込額）の報告が資金運用に与える影響の認識を深められるよう取り組んでまいります。

今後も、引き続き金利情勢を注視しながら、金融機関や他の自治体などから情報収集を行い、確実な運用を基本としながらも効率的な運用を行っていきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
出納局会計支援課	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	意見
2 件名	内部統制の充実強化
3 内容	<p>本県における内部統制の有効性を高めるために以下の事項について見直し等を行い、内部統制の充実強化に取り組んでください。</p> <p>(1) 令和6年度一般会計歳入決算の計数において、第10款の財産収入として調定・収入した安心こども基金収入のうち8億2,708万1,353円は、第12款の繰入金として調定・収入すべきものと確認できたため、決算書の修正を検討するよう、決算審査において意見を付しました。</p> <p>昨年度、正確な歳入歳出決算書の作成について意見を発出していますが、決算書内容の信頼性確保という点で、内部統制が十分に機能していなかったといえます。今回の事案について、関係部局への調査を実施し、原因を把握した上で、リスクの対象とするかの検討を含め、内部統制環境の整備に努めてください。また、内部統制の現状と課題を把握し、適切な評価に努めてください。</p> <p>(2) 令和7年度の組織改正により、行政経営課の中に、評価部局である行政経営班と推進部局である財産管理班が併存する体制となりました。「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）においては、内部統制評価部局の責務として、内部統制の整備状況及び運用状況に対する「独立的評価」が求められており、評価の独立性を担保していく必要があります。については、内部統制推進部局及び内部統制評価部局の役割分担を再考し、本県における内部統制の体制の見直しについて検討してください。</p>
【措置の内容】	
<p>内部統制制度の運用に当たっては、制度の充実強化に向け、評価結果や監査委員の意見等に基づき、以下の事項に取り組んでいきます。</p> <p>(1) 令和6年度一般会計歳入決算における安心こども基金収入については、決算書の修正検討を求める意見が付されたことを踏まえ、決算書の修正が行われたことを確認しました。</p> <p>また、当該事項の発生経緯等の調査分析とともにリスクの対象とするか、検討を進めています。内部統制評価部局においても、当該事項の調査を進めており、重大な不備に該当するか否かを含め、適切な評価に努めています。</p> <p>(2) 行政経営課行政経営班が担う評価に関する業務については、同課財産管理班及び同班を総括</p>	

する資産経営推進室長とは切り離した体制とし、評価の独立性を担保しています。今後も、本県の内部統制がより適切に機能するための体制のあり方について、引き続き検討していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
出納局用度課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 高速道路利用料の割引制度の活用
- 3 内容 出納局では、公用車の高速道路利用料について、用度課が所管する物品調達事務等特別会計により各所属分をまとめて支払いをしていますが、高速道路利用料の割引制度の活用については予算を執行する各所属の判断により行っており、統一的な取扱いはしていません。
- 高速道路利用料の割引制度のうち、自動的に適用される割引や期間や地域が限定された割引を除き、広く適用できる主な割引制度としては、ETCマイレージサービス及び大口・多頻度割引制度があります。
- 割引制度の活用状況を確認したところ、公用車に係るETCスルーカード保有枚数に対してETCマイレージサービスによる割引サービスを受けるためのマイレージ登録数は、令和6年度末時点において55.5%でした。また、大口・多頻度割引制度による割引額について試算したところ、1台あたりの高速道路利用料が年額165,960円を超える場合はETCマイレージサービスよりも経済的となる可能性がありますが活用しておらず、割引制度を十分に活用しているとは言えない状況です。
- つきましては、公用車の高速道路利用料について、利用実態等を踏まえてより経済的な割引制度を活用して経費削減を徹底するよう各所属に対し周知するとともに、各所属における割引制度の活用状況を把握し、公用車に係る経費の削減に取り組んでください。

【措置の内容】

高速道路利用料の割引制度のうちETCマイレージサービスは、無料で登録できることや、「高速道路の平日朝夕割引」を受けるためには同制度への事前登録が必要であることから、令和7年11月26日に各所属に対して、保有するETCスルーカードについて可能な限りマイレージサービスに登録するとともに、取扱手数料が必要になりますが、より割引率が高くなる大口・多頻度割引制度との比較を行うよう依頼しました。

なお、当課で両割引額の比較シミュレーションができる簡易版のExcelファイルを作成し、参考資料として先の依頼文書に添付して各所属に配付しました。

各所属において高速道路利用料割引制度への登録が実施されるよう、引き続き制度の周知及び登録の支援を行っていきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
企業局経営課	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 注意	
2 件名 消費税の納付遅延	
3 内容 企業局経営課は、水道事業に係る令和5年度消費税について、令和6年2月分の中間申告及び納付が令和6年5月末の期限に遅れ、延滞税3,700円を発生させた。	
【措置の内容】	
本件は、納付書に同封されていた納付書郵送廃止の旨を記載した通知を担当職員が確認していなかったこと、また、支払漏れ防止のために毎月担当課で行っているチェックリストによる管理及び会計担当への注意喚起を、決算による最繁忙期である4～5月は休止していたことが原因です。	
未納を確認後、直ちに静岡税務署に対して消費税中間申告を行い、本税及び延滞税を納付しました。	
再発防止策として、令和6年度中に支払方法を納付書納付から電子納付に変更し、担当課内での事務処理状況を容易に確認できるよう、申告依頼及び納付の有無についての通知が担当課メールへ自動転送されるように設定しました。	
また、チェックリストによる管理及び会計担当への注意喚起については毎月実施の徹底を図っています。	
今後も、支払漏れを防ぐため、適切な事務処理に努めます。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
議会事務局（機関名非公表）	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘 2 件名 個人情報の流出（書類の紛失等） 3 内容 議会事務局は、書類の受領や保管の際に適切な安全管理措置を講じていなかつたため、特定個人情報等が記載された書類が所在不明となった。	
【措置の内容】	
1 事案発生の原因 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務局に新規採用した会計年度任用職員のうち1名分の共済・互助会加入書類が紛失していたことが令和7年4月末に判明しました。これは、本人が共済組合に健康保険の確認をした際に関係書類が未提出であることが判明し、共済組合から事務局に連絡があったことにより判明したものです。 (2) 該当書類の事務局への提出時期（令和7年2月）は業務繁忙期であり、共済組合への提出期限も先であったため、未開封のまま担当職員自席の引き出しで一定期間保管した後、3月に封筒の中身を確認した際に提出書類のうち当該書類のみ見当たらないことが判明しました。担当職員はすみやかに本人に該当書類が封入されていない旨を連絡しましたが、本人からの説明を「共済組合の方に直接提出済みである」と聞き違えたため、書類紛失の事実判明が4月末に至ってしまいました。 (3) 当該書類が本人から事務局に提出された後は、執務室外に持ち出した経緯がないことから執務室内での保管・確認作業中に紛失した可能性が最も高いものと判断しました。 (4) 当該書類は、事務局を経由して共済組合に提出するのですが、事務局での受領の際に提出物の内容を確認する手順や記録様式がなかったため、各提出書類の受領の事実関係を、後日確認することができない管理方法がとられていました。また、個人情報を含む提出書類の執務室内での保管方法がルール化されていなかったことも要因の一つと捉えています。 	
2 今後の防止策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 事務局内で個人情報の取扱いに関する研修を実施したほか、個人情報を含んだ書類の受付や保管に関する作業手順や注意事項を再確認しました。 (2) 具体的な紛失防止対策としては、個人別に書類受領の有無を確認する記録簿を整備し、書類の受領時には提出物の内容を提出者と受領者双方で確認する手続を追加しました。 (3) また、受領後は速やかに鍵付の保管庫に厳重に保管することとしたほか、事務局を経由する書類はできる限り速やかに提出先へ提出することとしました。 	

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局義務教育課	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 注意	
2 件名 誤った試験問題の配布による教員採用選考試験の実施	
3 内容 教育委員会事務局義務教育課は、令和7年5月10日に実施した教員採用 第1次選考試験において、出願区分「社会人経験者を対象とした選考」に 出願した4人に対して、誤った試験問題で試験を実施した。	
【措置の内容】	
受験者が入力した出願データから、以後の作業に使用する一覧表を作成する際、出願区分の入力を誤りました。速やかに、当該受験者に謝罪のうえ概要の説明をするとともに、再試験を実施しました。	
再発防止に向け、各作業工程の中で受験者が入力した出願データと、各工程の成果物（座席表や配布物等）との突合点検の回数を増やすことや、複数ある出願区分ごとの試験問題を1つに集約し、受験者自身が出願区分の試験問題を選択する方法等を講じます。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局教育総務課	令和7年9月25日

【監査の結果】

1 監査結果の区分	意見
2 件名	不祥事根絶の取組
3 内容	<p>教育委員会では児童生徒が被害者となる不祥事案の根絶を重点取組に掲げ、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の趣旨に沿った対策として、性暴力等防止に向けた研修資料の作成や初動対応マニュアルの作成、学校相談体制の周知、セクハラアンケートの実施などに取り組んでいます。</p> <p>このような取組により、児童生徒性暴力等による懲戒処分は、令和5年度の4件から令和6年度の2件に減少しましたが、未だ根絶していないのが現状です。</p> <p>最近では、近隣県において、児童生徒を盗撮した画像をSNSで共有した教職員が摘発される事件が発生し、児童生徒にとって、安全安心であるはずの学校や教育への信用が揺らいでいます。本県の県立学校では、写真等の撮影には公用のカメラ等の使用を原則としているものの、必要に応じて教職員が個人で所有するカメラ等の使用も許容しているとのことでした。また、教職員と児童生徒との私的なSNS等のやりとりを禁止していますが、そのことについて保護者等がどの程度認識しているか、教育委員会では明確に把握できていません。</p> <p>盗撮事案や、児童生徒とのSNS等によるやりとりから発展する児童生徒性暴力等事案の発生を未然に防ぐため、教育現場への教職員個人が所有するカメラ等の持込の禁止やスマートフォン・SNS等の使用制限など、効果的な取組を行うほか、児童生徒や保護者等に対してそれらの取組について周知を徹底し、信頼確保に努めてください。</p>

【措置の内容】

児童生徒性暴力等を防止するため、令和2年度から、児童生徒とのSNS等による私的なやりとりの禁止、面談等の生徒指導における単独対応の禁止や自家用車への同乗禁止などについて、県教育委員会が例示した共通ルールをもとに、各学校において具体的なルールを定めるとともに教職員、児童生徒、保護者が共通認識できるよう周知を図っています。
また、各学校におけるルールの策定及び周知状況やルール違反の有無、その行為に対する管理職の対応状況等について、毎年度実施する内部監察において確認するとともに、年度当初や学期ごとの節目等、複数回のルール周知により三者の認識を高めるよう管理職に対して指導を行っています。

なお、保護者に対しては、県教育委員会が示した周知方法の例を参考に各学校において周知しております、ルールを認識していただいているものと考えております。周知状況の把握につきましては、年度末に不祥事根絶に係る取組の実施状況について各学校から報告を受ける中で、ルールの周知状況についても把握することとし、三者がルールの共通理解をした上で学校教育活動を行っていく体制づくりを進めてまいります。

児童生徒性暴力等の事案を根絶する対策を強化することについて検討するため、令和7年9月に教職員と児童生徒とのSNS等を介したやりとりの実態等の調査を実施し、現状を把握したところです。今後、その内容を踏まえ教職員と児童生徒との連絡ルールの厳格化を図り、教職員、児童生徒、保護者が共通認識した上でルールの徹底を図る取組を行ってまいります。

また、教職員が教育活動において児童生徒を撮影する際のルールにつきましても、私的端末の使用を含めたルールを令和7年中に明文化し、学校に周知徹底することで、児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができる環境を整えてまいります。

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局教育政策課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
 2 件名 いじめ対策の効果的な実施
 3 内容 教育政策課では、いじめ防止対策推進法および静岡県子どもいじめ防止条例に基づき、「静岡県人権教育の手引き」の活用や「いじめ防止啓発強調月間」を通じて、いじめ防止の取組を推進しています。いじめが発生する要因について確認した結果、学校が集団生活の場である以上、児童生徒間で心理的または物理的な影響を与える行為が発生する可能性は避けがたいとされています。そのため、いじめを予防するためには、すべての教職員がいじめ防止対策推進法の趣旨を十分に理解し人権教育を積極的に推進することを必要としています。
- 一方で、県教育委員会では、学校におけるいじめ防止対策推進法に基づく対策委員会の開催状況を具体的に把握しておらず、また対策委員会の在り方について指導を行っていない現状があります。また、成果指標として「学校に相談できる人がいると答える児童生徒の割合」を挙げていますが、この指標の令和6年度の実績値は小学校55.4%、中学校66.5%からそれぞれ小学校で27.7ポイント、中学校で14.4ポイント低下しており、この原因についても十分に把握されていません。
- いじめは当事者にとって耐えがたい苦痛を伴い、場合によっては進路変更を余儀なくされるなど、人生に多大な影響を及ぼします。そのため、対策の重要性を伝えるだけでなく、学校の現状を的確に把握し、具体的かつ効果的ないじめ対策を実施できるよう学校への支援を進めてください。

【措置の内容】

- 1 現状について
 県教育委員会では、いじめ防止対策推進法に規定されている「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校いじめ対策組織」という。）について、いじめが発生した場合、学校いじめ対策組織を活用し組織的に対応することを指導してきましたが、各学校の具体的な開催状況については確認していませんでした。
- 「学校に相談できる人がいると答える児童生徒の割合」の数値の低下については、令和5年度までと令和6年度で、質問内容や選択肢を変更したことが要因の一つと考えます。令和5年度までは、学校に限定して相談できる人がいるかどうかを聞きましたが、令和6年度は、学校外にも相談できる人がいるかを確認したり、誰にも相談できない児童生徒を把握したりする内容に変更しました。
- 2 改善措置

政令市を除く、県内の市町立小中学校・義務教育学校、県立高等学校・特別支援学校のすべての学校に対して、令和7年10月20日にアンケート調査の実施を依頼し、学校いじめ対策組織の開催状況や学校いじめ防止基本方針の内容等を調査し、学校の現状把握に努めます。

3 今後の取組

アンケート調査の結果を分析し、令和7年度中に、いじめ対応の要点や好事例等を掲載したリーフレットを作成し、学校及び市町教育委員会へ配信する予定です。各学校におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた体制の構築推進に向け、取り組んでいきます。

また、児童生徒が一人で悩みを抱えることがないよう、教職員だけでなく、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門家の配置や、学校に限らず様々な相談窓口につなげる体制を推進していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局高校教育課	令和7年9月25日

【監査の結果】

1 監査結果の区分	意見
2 件名	行きたい学校づくり推進事業の効果的な実施
3 内容	<p>高校教育課は令和6年3月に策定された「静岡県立高等学校の在り方に関する基本計画」に基づいて、各学校が魅力を高め新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりを目指すため、「行きたい学校づくり」推進事業による取組を実施しています。</p> <p>この取組として、「新たな価値を生み出す想像力」や「イノベーション思考」を持ったアントレプレナーとなる高校生の育成を目的として令和6年度はイノベーションラボを実施し、選考を通過した32人が参加して合宿等を行い、企業視察や起業家等との交流を実施しました。参加に関しては高校生各自が応募するものであり、この取組は特定の生徒に対する効果はあっても、「行きたい学校づくり」に寄与しているとは言い難い内容です。県立高校の魅力が高められ、新しい時代の多様なニーズに幅広く対応できる学校づくりに寄与できるよう、効果的な事業を実施してください。</p>

【措置の内容】

イノベーションラボの成果を参加生徒個人に留まらせず、学校全体に波及させ、「行きたい学校づくり」推進事業に資するよう措置を講じていきます。

具体的には、令和8年度事業から、ラボ参加生徒が学校に戻った後、「イノベーションラボの取組」や「思考プロセス」等について全校生徒やグループ（例：探究活動チーム、学年集会等）に対して発表・指導することを行います。参加生徒の経験を学校全体の教育活動へフィードバックしていきます。

これらにより、学校全体の教育内容の質的向上と、新しい時代に対応できる汎用的な能力（想像力、イノベーション思考）の育成を図り、魅力ある学校づくりに寄与していきます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局健康体育課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 ヘルメット着用の促進
- 3 内容
自転車マナーの向上や自転車乗車時のヘルメット着用率を向上させるため、昨年度の監査において、くらし・環境部、教育委員会、警察本部が協力し、効果的で実効性のある取組を推進するよう意見を付したところ、教育委員会では、生徒が参加するグループワークの実施やチラシや副読本などの配布を実施しました。
- しかしながら、令和6年11月1日時点で全日制公立高校のヘルメット着用率は5.81%となっており、依然として向上しているとは言えない状況です。また、前述のグループワークの結果から、校則や自転車通学許可（以下「ルール」という）として規定することで着用率の向上が見込めると認識されているにもかかわらず、ルール化を検討している学校は令和7年度から実施を予定している学校を含めても数校にとどまっています。
- 生徒の安全は、勉強や部活動、その他の学校行事に優先されるべきものであり、ヘルメット着用に関し、現在の取組で十分とは言えない状況にあります。また、ヘルメットの着用は、法律では努力義務という位置付けですが、警察本部の分析では自転車事故の3割が高校生であり、自転車事故に対する対策は喫緊の課題と考えます。
- 既に一部の学校で実施されているように、ヘルメット着用を自転車通学の許可条件とするなど、県内の県立学校における統一的なルールの策定を検討してください。

【措置の内容】

県教育委員会では、これまでのチラシや副読本の配布に加え、令和6年度からは自転車ヘルメット着用について生徒同士で話し合う場を設ける等の取組を行ってきましたが、学校現場からはヘルメット着用が法律で努力義務となっていることや、校則等の自由化の流れもあり、着用は生徒自らが考え判断すべきという意見があることも事実です。

とはいえ、ヘルメットの着用は通学時の生徒の安全を確保するために重要なことであることから、8月に通学許可時にヘルメットの所持を条件化することを県立学校宛通知により依頼しました。

それぞれの学校で、来年度入学生に対して入学のしおり等でヘルメット所持を自転車通学の許可条件とすることを周知し、生徒自らが自分の命を守るためにヘルメットを被るという意識を醸成していきたいと考えており、ヘルメット所持を通学許可条件とした取組が着用率にどのように

影響を与えたか調査を行い、課題等を確認した上で、更なる着用率の向上に努めてまいります。

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育委員会事務局社会教育課	令和7年9月25日

【監査の結果】

1 監査結果の区分	意見
2 件名	施設開放に伴う学校の事務負担の軽減
3 内容	<p>社会教育課では、社会教育法第44条第1項の規定に基づき、県立学校の施設を社会教育に活用できるよう、「静岡県立学校の施設等の開放に関する要綱」を平成13年1月に制定しました。これにより、各学校では地域住民に対して学校施設を開放しており、令和6年度には高校で86.2%、特別支援学校で52.5%の学校が体育施設を開放している状況です。</p> <p>各県立学校への監査において、施設開放の実施に係る調査を行ったところ、以下の意見がありました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者実費負担額の算出事務が煩雑であり負担が生じている。 ・利用団体による利用者実費負担額の納入遅延に対する督促事務等の負担が生じている。 ・施設開放に伴う防犯対策の業務が必要となっている。 ・施設利用団体との鍵の受け渡しが時間外に発生する場合がある。 ・施設開放による学校施設の摩耗に対する修繕等について特段の予算的な配慮がされない。 <p>学校施設であっても、積極的に県民に活用してもらうべきである一方、教員や学校事務職員の追加負担の軽減も、重要な問題と考えます。</p> <p>教育委員会事務局において、他県で導入例のある使用料金の定額料金制の導入や修繕予算の獲得を検討するなど、学校や他課と連携した取組を実施してください。</p>

【措置の内容】

学校施設の開放は社会教育法だけでなく、学校教育法及びスポーツ基本法においても定められており、県民の皆様に社会教育や公共のために利用いただく重要な取組と考えています。

一方で、学校現場の負担を軽減することも必要であると認識しております。

利用者からの実費負担の徴収に係る負担軽減については、使用料金の定額化も検討しましたが、料金を定期的に見直さなければならず新たな事務負担が生じることもあり、事務負担軽減のための導入は適切でないと考えます。

令和6年度末に施設の貸出時間を1時間単位とすることができるよう利用実績報告はGoogleフォームなどを活用し、紙様式を必ずしも使用する必要が無いことを各校に周知し、負担軽減の推進を図りました。

今後も学校や他課と連携して継続して学校現場の負担が軽減できる取組を検討して

まいります。

監査対象機関	監査結果報告年月日
警察本部総務部施設課	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 注意 2 件名 建設工事における不適切な積算 3 内容 警察本部総務部施設課は、令和6年度に実施した道路標示塗装工事及び速度違反自動監視記録装置撤去工事において、不適切な積算を行っていた。	
【措置の内容】	
(1) 道路標示塗装工事（中央線変移） 道路標示塗装工事にあたり、施工場所の交通量が多いことから、安全性を確保するため、昼間施工から夜間施工に変更したが、契約変更の積算を行う際、労務費のみに夜間割増算すべきところ施工単価に労務費のほか材料費が含まれていることに考えが及ぼす、施工単価全体に夜間割増算をしてしまったものです。 今後は、契約変更の積算にあたっては慎重を期すとともに、関係職員間で積算に利用する単価の内容を正確に把握、情報共有して適正な積算を徹底します。	
(2) 速度違反自動監視記録装置撤去工事 速度違反自動監視記録装置撤去工事にあたり、撤去した鋼管柱の処分について、契約図書に処分方法を具体的に明示していなかったため、本来、鉄くずとして売却すべきところ、産業廃棄物として処分してしまったものです。 今後は、契約図書に現場発生材の処分方法を具体的に明示するとともに、鉄くずを含む有価物の処分手続きについて関係職員及び施工業者に周知徹底します。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
警察本部警務部監察課	令和7年9月25日

【監査の結果】

1 監査結果の区分 意見

2 件名 不祥事根絶の取組

3 内容 警察本部では、これまでも、定期監察や随時監察を実施して、業務の改善指導や職員に対する指導教育等に取り組み、非違正事案・不適正事案の未然防止を図り、県民の信頼確保に努めていましたが、令和5年に入って複数の逮捕者を出したことから、さらなる取組強化を行ってきたところです。

そうした中で、昨年度の監査において、不祥事を自分事として意識する取組も重要との意見を出したところですが、「ゼミ形式の討議」を実施するなどの取組も始められたようです。

しかしながら、令和7年に入ってから、逮捕者が続けて発生し、半年だけでも4名の逮捕者を出しています。公務上においても、実弾入り拳銃を置き忘れたり、内規に反して持ち出した個人情報を含む捜査関係書類等を一時紛失するなど、あってはならない事態が発生しています。

警察本部では、前述のとおり、不祥事を自分事と捉えられるような取組も始められました。しかし、内部にも、不祥事事案の情報共有が十分にされずにいることが、効果的な対策を講じられていない一因との声もあるようです。不祥事を自分事として捉えるのには、指導教育において情報共有されることが、必須であると考えます。共有される情報は、より身近であればあるほど、自分事と捉えやすいものです。不祥事の根絶に向けて、警察職員として高い規範意識を持つよう組織を挙げた取組を一層強化し県民の信頼確保に努めてください。

【措置の内容】

令和6年度においては、外部講師による研修などを取り入れながら、風通しの良い職場づくりに取り組んできたほか、年度末（1/15、1/30）に警察官の逮捕事案が相次いだことを受け、警察本部の部長等による巡回教養（1/17～2/28）、退職予定の幹部による講演会（2/21、2/25、2/26）など様々な取組により綱紀粛正の徹底を努めてきました。

令和7年度に入り、虚偽有印公文書作成（5/16）や飲酒運転（6/9）による逮捕事案の発生を受け、警察本部次席や副署長を対象とした緊急の再発防止対策会議（5/20）、本部主管部門による緊急業務指導（5/23～）、各所属における職員との個々面談などの取組により再発防止を図ってきました。

しかし、未だ道半ばであり、性的姿態撮影等処罰法違反等による逮捕事案の発生（9/24）など不祥事の発生がやまない現実をしっかりと認識して、より一層の工夫を凝らした取組を進めていかなければならぬと考えております。

今後の対策としては、まずは、その原因・動機をしっかりと分析・検証することが何よりも重要で、その結果を踏まえた個々具体的な対策が求められます。

具体的には、

- ・ 部長級の幹部職員が警察署・執行隊へ赴き、これまで発生した非違事案を署員へ情報共有の上、職員自らの考えを発表させ、相互に意見を交わすことで、非違事案を我が事として考えさせる座談会の開催
- ・ 職員に我が事として考えさせるため、年齢、階級、性別などを変えながら行う e ラーニングや階級別の非違事案防止教養
- ・ 職員を孤立化させないため、コミュニケーションの知見を有する有識者による研修会（10/6）
- ・ 監察官等から副署長や新任警部に対して手を差し伸べるアウトリーチ活動

などに取り組んでいきます。

そして、何よりも重要なことは、あらゆる警察活動は、「国民・県民の信頼の上に成り立っている」という警察の原点を全職員が再認識することにあります。

全職員がお互いに声を掛け合い、風通しよく組織一丸となり、県警察の運営指針である「県民の期待と信頼に応える警察」を体現できるよう、再発防止対策を推進してまいります。

監査対象機関	監査結果報告年月日
警察本部交通部交通規制課	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件名 信号柱の適切な管理
- 3 内容 令和6年度には、県内の2か所で、信号柱が倒壊するという事故が発生しました。
- 信号柱には、コンクリート柱と鋼管柱の2種類がありますが、事故の発生した信号柱は、いずれもコンクリート柱で、老朽化によって横クラックが発生しそこから雨水等が浸入し、内部の鉄筋を腐食させることで、倒壊に至ったとのことでした。
- 県内の信号柱は、令和6年度末現在で26,001本のうち、コンクリート柱16,267本の60.4%が耐用年数の42年を超えており、耐用年数が50年の鋼管柱9,734本の15.5%に比べ、老朽化が進んでいます。
- 警察本部では、今回の事故を受けて倒壊リスクのある422本を洗い出し、令和6年度と7年度の2年で緊急の更新を行うことにしました。
- しかし、これは老朽化した信号柱のごく一部に過ぎず、倒壊すると人命に影響を及ぼすことにもなりかねません。そのため、定期的に点検し倒壊リスクのある信号柱を確実に把握することなどによって、計画的に更新してください。

【措置の内容】

(1) 事案発生の原因

信号柱の老朽化により内部鉄筋が破断し、柱の強度が低下したため、信号灯器等の荷重に耐えきれず折損したと考えられます。倒壊した信号柱は、いずれもコンクリート製の柱ですが、横方向のクラック（ひび割れ）から雨水等が侵入し、内部鉄筋の腐食が進行し、破断したと考えられます。

(2) 事案発生後の措置

まず、静岡市内で発生した倒壊事案を受け、信号柱の状態をランク付けするための保守点検基準を明確化し、保守業者による点検を強化したほか、警察官による緊急点検を約300本に対して実施しました。

次に、令和5年度中の保守点検結果により横方向のクラックが確認されていた信号柱372本に対する緊急対策として、令和6年度から令和7年度にかけた2か年計画で建て替え等を行っており、そのうち令和6年度中に170本の建て替え等が完了しました。

加えて、令和6年度中の保守点検結果により新たに横方向のクラックが確認された信号柱26本を含む約50本に対しても令和7年度中に建て替え等を行う予定です。

(3) 今後の対策

信号柱は設置された環境や負荷によって老朽化の進行が大きく異なるため、年1回の保守点検を継続して実施することで、倒壊リスクのある信号柱を確実に把握したうえで、保守点検結果を踏まえた的確かつ計画的な更新を行っていく予定です。

監査対象機関	監査結果報告年月日
富士農林事務所	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 建設工事における不適切な入札手続
- 3 内容 富士農林事務所は、令和6年度集落基盤整備朝霧高原地区集落道4号4工事の入札手続において、入札公告様式の不備及び違算により2回入札を中止し、また、電子入札システムの入札スケジュール登録の誤りにより1回入札を延期したため、事業実施に遅延が生じた。

【措置の内容】

1 事案発生の原因

本事案は、積算書作成・審査時において、入力単価の確認が不十分であったこと、工事費内訳書の作成において、総務課、農地整備課での相互の確認が不十分であったこと、入札公告と電子入札システムへの入力内容との不合が不十分であったこと並びに設計積算及び入札執行の決裁の各段階において、チェックが不十分であったことにより発生したものであります。

2 改善措置

本事案を受け、以下のとおり再発防止に取り組んでおります。

(1) 設計積算における再発防止策

- ・積算書作成時のミス（単価入力、特別単価作成時の単位等）の事例を所内で共有し、再発防止に努めました。
- ・所内研修会を開催し、担当者（作成者）、審査者の役割（確認項目・内容等）を再確認し、積算書確認・審査体制の徹底を図りました。

(2) 工事費内訳書作成における再発防止策

- ・工事担当者が内訳書の作成を行い、統括監督員（担当課長）の決裁が取れたものを総務課に提出し、入札に使用することを徹底しました。

(3) 入札公告における再発防止策

- ・確認事項を明確にするため、入札執行の起案時に確認事項リストを添付するとともに、総務課員2名以上で確認を行うことを徹底しました。

(4) 過去事例の共有及び工事発注に係る留意事項の確認

- ・資格委員会において、所長及び幹部職員間で過去の不適切事例の共有と、工事発注に係る留意事項の確認を行うこととしました。
- ・年度開始時に、過去の不適切事例の共有と担当業務の留意事項を確認する勉強会を行うこととしました。

監査対象機関	監査結果報告年月日
富士土木事務所	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 行政財産使用料の誤徴収及び未徴収
- 3 内容 富士土木事務所は、平成8年度から令和6年度までの間、県有地外に設置された物件2件に対し、誤って行政財産の使用許可を行い、87,000円の誤徴収を発生させた。
また、県有地内に設置されている物件1件については、推測ではあるものの40年以上にわたり行政財産の使用許可の手続きがされていなかった。

【措置の内容】

- 1 事案発生の原因
県有地外に設置された物件2件は、県営住宅の敷地に工作物を設置する許可申請書が提出された時に、申請者と、申請書を受付けた県の職員の双方が、現地を確認しなかったため、設置予定箇所が県有地内であると誤認して、使用許可をしたことにより不備が発生しました。
また、未許可で県有地内に設置されていた物件1件は、所有者と県の双方が、既に許可済みの物件であると誤認していたため、使用許可の手続きが行われませんでした。
- 2 事案発生後の措置
不備が発覚した令和6年度中に、県有地外に設置された物件2件については、変更許可の手続きを行い、時効が成立していない過去5年間分の使用料を物件の所有者に返還し、未許可で県有地内に設置されていた物件1件については、新たに使用許可の手続きを行いました。
また、不備が発覚した令和6年度に、県営住宅の敷地内の物件について再調査を行い、現在、無許可で設置されている物件が無いことを確認しました。
- 3 再発防止策
工作物を設置する許可申請書の提出があった時は、申請者と県の職員の双方が、設置予定箇所が県有地内であることを、図面上の確認に加え、現地でも確認します。
また、今後は、富士土木事務所の職員や、静岡県住宅供給公社の職員が、県営住宅に出向いた際は、工作物の状況などを確認して情報共有することで、県有地内の物件の適正な維持管理に努めます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
袋井土木事務所	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 注意	
2 件名 道路占用料の徴収誤り	
3 内容 袋井土木事務所は、市町へ道路を移管した後も、引き続き道路占用料を誤って徴収し続け、平成25年度から令和6年度までの間、過徴収5件455,346円及び還付加算金2件2,100円を発生させた。	
【措置の内容】	
本事案は、県道を地元市町の管理道路とする管理移管事務において、県の道路占用許可を廃止して市町の許可に切り替える手続きの申請漏れを看過してしまった結果、管理移管以降も県道としての道路占用料の徴収が続いてしまっていたものです。	
令和6年度中の全県調査で袋井土木事務所管内では5件の誤りが判明し、令和7年3月までに誤徴収分及び還付加算金の返還を行いました。	
本事案発生の反省に基づき、道路占用許可者からの申請手続き漏れを防ぐ方法として、今後、管理移管する県道区間の通知文に併せて道路占用許可物件の一覧表を同封することで、占用者自身が申請すべき許可物件の有無に気が付くよう、周知・通知方法を改善することとします。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
袋井土木事務所	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 建設工事の契約内容の不適切な公表
- 3 内容 袋井土木事務所は、令和5年度に契約締結した予定価格250万円超の工事495件の全てについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条に基づく契約内容の公表を実施していなかった。
また、令和6年度に契約締結した予定価格250万円超の工事368件の全てについて、同法同条に基づく契約内容の公表を契約後遅滞なく実施していなかった

【措置の内容】

令和5年度に契約締結した工事については、入札結果等の情報は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条の規定どおりに遅滞なく公表していましたが、入札後の契約内容に関する事項については公表していませんでした。

また、令和6年度に契約締結した工事についても、入札結果等の情報は遅滞なく公表していましたが、契約内容に関する事項については年度末に一括して公表しており、契約後遅滞なく実施していませんでした。

原因は、入札情報サービスにおける契約内容の公表承認作業について、以前から職員一名が他の職員の担当分もまとめて行っていましたが、当該職員の異動の際に後任職員への引継ぎがうまくなされず、加えて班全体に公表承認作業の業務内容の共有もされていなかったためです。

再発防止に向けましては、

- (1) 公表承認作業を職員一名に任せず、各担当者それぞれが入札・契約から契約内容の公表まで責任を持って行うようする
 - (2) 「入札及び契約情報の公表マニュアル」を作成し、年度初めに入札情報サービスに係る手続を班員全員で確認・共有する
 - (3) 公表の状況について、班員同士で相互チェックを行うとともに、班長が定期的に未処理のものがないか確認する
- といった対策を行うこととしました。

監査対象機関	監査結果報告年月日
田子の浦港管理事務所	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	注意
2 件名	建設工事における不適切な工期設定
3 内容	田子の浦港管理事務所は、令和5年度に実施した荷役機械改良工事及び浚渫土処理工事において、通常必要となる工期を確保せず、施工が極めて困難な期間を工期とする請負契約を締結していた。
【措置の内容】	
1 原因	
(1) 荷役機械改良工事について	<p>本港のアンローダーは1基で代替機がないため停止すると民間工場の稼働が停止し、甚大な損失につながります。令和5年7月の点検報告で、早急な修繕が必要であることが判明しました。修繕に必要な原材料の納期も含め必要工期を製造メーカーに確認し、令和6年3月15日を工期末とする請負契約を締結しましたが、最終的に原材料の確保が困難となり、予算を令和6年度に繰越した上で令和7年2月21日に工事は完成しました。</p>
(2) 浚渫土処理工事について	<p>本港は、河川から流入する年間約6万m³の土砂を日々浚渫し、泊地・航路を維持しています。浚渫土砂は陸揚げし、脱水処理、混合処理を行い搬出しますが、港内の仮置き場に限りがあるため、処理土の場外搬出までを連続して行う必要があります。</p> <p>本工事は、処理土の場外搬出する工事ですが、この連続性を確保するため、通常必要とされる66日間より31日短い35日間を工期とする請負契約を締結しました。最終的に、浚渫工事や災害復旧工事との工程調整、場外搬出先との調整に時間を要し、予算を令和6年度に繰越した上で、工期を189日延長して224日間とする変更契約を締結し、令和6年9月30日に工事は完成しました。</p>
2 再発防止策	<p>令和7年5月に本事案を事務所内で周知し、事業内容にかかわらず「工期を適正に確保した上で発注する」という意識の徹底を図り、さらに予算執行時にはチェックリスト及び事務所資格委員会において設定工期の確認を確実に実施し、必要に応じて繰越申請に関する本庁所管課との事前協議を行うこととしました。</p> <p>今後は、予算執行の定期的な進捗管理を行うとともに、工期の設定に際しては、資材の適正な入手期間と各工種の工程について余裕期間も考慮することに加えて、以上の対策を徹底し、適正工期の確保に努めます。</p>

監査対象機関	監査結果報告年月日
清水港管理局	令和7年9月25日

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
 2 件名 業務委託における不適切な履行期間の設定
 3 内容 清水港管理局は、令和5年度に実施した捕砂施設の設計業務委託において、業務価格を積算するための見積依頼時に確認した業務履行に要する日数を書面で残しておらず、履行期間の設定根拠が不明であった。
 また、標準的な履行期間を確保せず、業務実施が極めて困難な期間を履行期間とする委託契約を締結していた。

【措置の内容】

本件は、令和5年度に実施した業務委託であり、年度内に結果を求めようと、適正な履行期間設定の確認がおろそかであったにもかかわらず発注した案件です。

発生原因は、次のとおりです。

- (1) 地元から早急な対策を求められている事案であったことから、年度内に結果を求めようと、発注時に適正な履行期間が設定されているか監督員の確認がおろそかであった
- (2) 組織として履行期間の確認が不十分であった
- (3) 港湾局所管事業は「履行期間設定実施要領」の対象外であると誤解していた

再発防止策として、令和7年10月に職場において「再発防止に向けた研修会」を実施し、本事案の情報共有を図り、業務委託及び工事において適正な履行期間、工期の設定の意識徹底を図りました。

また、定期的に予算の執行管理を行い、適正な履行期間、工期を確保できる早期の発注に取り組むことを確認、徹底するとともに、設計書の起案・審査時及び管理局資格委員会において、履行期間、工期の設定の算定根拠を確認することで、再発防止に努めています。

今後も以上の再発防止対策を徹底し、適正な履行期間、工期の確保に努めます。

監査対象機関	監査結果報告年月日
企業局西部事務所	令和7年9月25日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 注意	
2 件名 建設工事の契約内容の公表の未実施	
3 内容 企業局西部事務所は、令和6年度に契約締結した予定価格250万円超の工事69件の全てについて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条に基づく契約内容の公表を実施していなかった。	
【措置の内容】	
本件は、入札結果の公表の必要性は認識していたものの、契約結果の公表が必要であることを認識していなかったことによるものです。	
これを踏まえ、契約事務において、根拠法令等を十分に確認し、適正な事務執行に努めるよう周知徹底を図りました。	
また、契約書の所内供覧時に、担当者印欄に「入札・契約結果の公表」というチェックボックスを設け、契約書の供覧前に、担当者が契約結果の公表を確実に行うよう明示し、今後の公表漏れを防ぐこととしました。	
今後も、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従い、組織として法令遵守に取り組みます。	